

# 石井としひろ

館山市政  
かわら版



## 1、共同親権導入の民法改正について

### ①日本では離婚後は「単独親権」という矛盾

日本では結婚していると子どもに対して共同親権であり、両親が子どもの養育に関して、同等の権利と義務を負うわけですが、離婚するとなぜか、片親の単独親権という歴史が続いていました。

結婚していると、「ふたり親」なのに離婚すると、あるいは結婚しないと（非婚・事実婚を含む）、「ひとり親」になってしまうわけです。

結婚・離婚は男女の二者関係なのに、それと連動して親子関係において、片親が不在になってしまうのはおかしいのです。

### ②離婚すると、片親はいなくなってしまうのか？

厚生労働省が行った「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」によると、別居・離婚後の父親の69.8%が子どもに全く会えず、母親は52.0%が全く会っていません。会えている30.2%の父親と、48.0%の母親も、子どもと会えるのは「月1回2時間」が相場になっています。つまり、離婚をしたら、片親の多くは子どもと生き別れです。信頼できる公的データであり、また、この数値は多くの人の実感に合っていると思います。

なお、離婚の場合の単独親権者の約9割は母親であり、父親は約1割です。ですから、離婚すると7割近くの片親がいなくなってしまうのです。つながりが残っていても、月1回2時間だけの面会が、正常な親子関係とは思えません。

### ③欧米など先進国は全て共同親権



海外では共同親権は幼児の絵本レベルの当たり前になっています。

子どもにはパパの家とママの家があり、行き来しているわけです。

### ④それは国連の人権条約が共同親権だから

日本の国会で1985年に承認した「女子差別撤廃条約」の第16条1項(d)にも、結婚・離婚の有無を問わない共同親権が明記されています。男女関係と親子関係を切り離し、結婚・離婚によって、親子関係は変わらないとしています。

国会で1994年に承認した「子どもの権利条約」においても、第18条で共同親権が原則であると規定しています。また、第9条において、実父母の意思に反して、子どもと引き離すことを禁止しています。(なお、児童虐待の場合などは、裁判所の許可のもとに一旦引き離すことは認められているが、安全性を確保しながらも、実父母と子どもの頻繁な面会交流を保障している)

「子どもの権利条約」は、文字通り子どもの権利を守るために、父母と政府の責任を規定していますが、注意して読んで欲しいことは、父母の結婚・離婚については全く書かれていないことです。つまり、男女関係と親子関係を完全に分けて考えているのです。当然ながら、男女関係が破綻しても、親子関係に変更はありません。

海外先進国では、国連のこれらの人権条約をきちんと守っているため共同親権になっているだけです。日本は人権後進国で遵法精神が怪しいので単独親権のままだっただけです。

### ⑤国会での民法改正。共同親権の導入

今年5月17日に民法の家族法が改正になりました。離婚後の共同親権が導入されます。改正法の施行は、令和8年4月頃になるのではないかとされています。(現在は、法改正がされても、実施の時期は正確に決まっていない)

共同親権か、どちらかの単独親権かは、まず、父母の話し合いによる合意で決めて、決まらなければ裁判所が決定します。そして、裁判官は児童虐待やDV(夫婦間の暴力)があれば、その加害者の親権は認めません。

なお、親権とは子どもの養育方針の決定権であり、子どもが住む場所や進学先などは親権者が決めます。現在も結婚中は共同親権ですが、離婚後も共同親権であれば、合意が必要になります。単独親権であれば、親権者になった父母のどちらかが1人で決めることになります。

改正法は、子どもの権利条約のようにシンプルな共同親権制度にはなっておらず、複雑です。なので、そのような複雑な制度を細かく理解する父母は少ないでしょう。

実際には、とりあえず父母の共同親権にして、母親が子どもと同居し、別居する父親は親子交流（面会交流）と養育費の支払いを続けるパターンが多くなるのではないのでしょうか。そして、これまでは父親と子どもとの縁が切れてしまう事例が多かったわけですが、親子交流と養育費支払いが続く事例が増えると予想されます。

長期的に見ると、欧米先進国のように、子どもがパパの家とママの家の双方に滞在するようになると思います。例えば、子どもが平日はママの家にいるけど、週一でパパの家に泊まって、夏休みなど長期休暇の半分はパパの家に泊まって暮らすような感じです。実際にドイツはこのような形式での離婚後の共同養育が多くなっています。前述した絵本のようなモデルです。

## 2、別居親による学校や園での行事参加

### ① 学校や園の行事に別居親は行きづらい

離婚後に親権を失った場合や、離婚していなくとも（結婚中）配偶者と別居状態になっていて、子どもに会えていない別居親が多くいます。こうした別居親は保育園・幼稚園・学校の運動会・授業参観・卒業式などの行事にも行きづらくて、子どもと会えていないのではないのでしょうか。

しかし、学校や園での行事は、建前としては別居親も参加できることになっています。学校や園の行事は、基本的には父母間の取り決めではなく、学校や園が裁量で決定する案件であり、参加して良いことになっています。

このことを6月の館山市議会で質問してみました。教育委員会の答弁は以下の通りです。

「別居している親の、幼稚園・保育園・小中学校の行事への参加についてですが、現状、こども園も含めて、園や学校として、親権の有無により行事への参加を制限することはありません。そのため、親権者でなくとも、子供の最善の利益に配慮した上で、両親、祖父母等も参加している状況です。」

### ② しかし、別居親に対して、行事の案内はない

しかし、学校や園が行事の案内をするのは同居の親権者（保護者）だけになっています。これだと、父母の関係が悪くて、離婚や別居に至っているのに、別居親には連絡がいかないことが大半かなと思います。別居親への連絡方法については、学校や園で対応を改善して欲しいと思います。

やっかいなのは、同居親（保護者）が、別居親の行事参加に反対する場合です。もめ事は起こしたくないですから、別居親は行きづらくなってしまっているのではないのでしょうか。

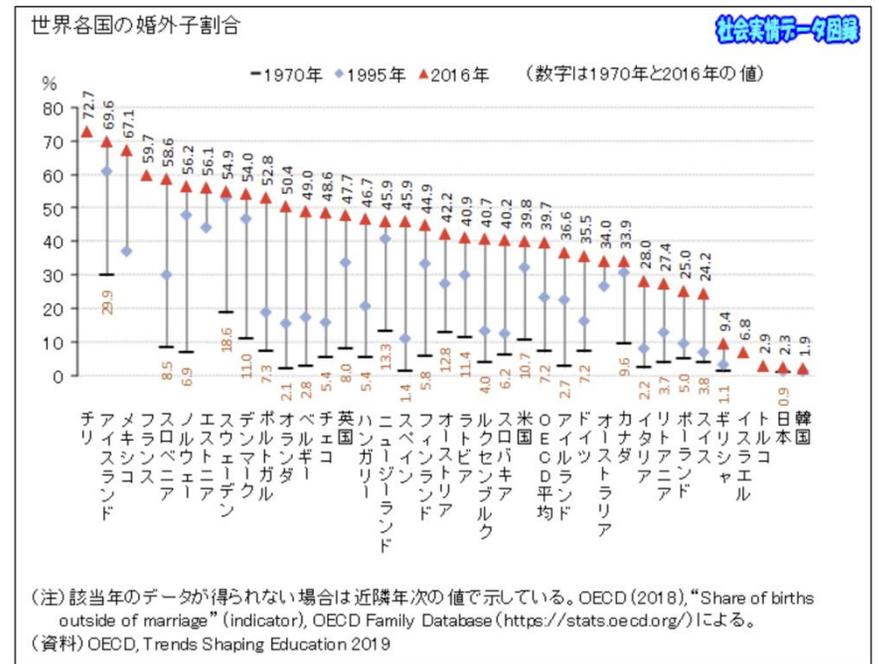
### ③ 改正法では、実父母の権利義務を明確化

改正法では、結婚、親権の有無、同居の有無を問わずに、実父母の権利義務を明確化したのも特筆すべきことです。これまでは、親権がなかったり、子どもと同居していなかった親の責任が曖昧になっていました。子どもへの権利義務があるのか、ないのか不明だったのです。

そのことについて、はっきりと「ある」と明確化したわけですね。改正民法の新設条文である第817条の12では、「結婚の有無に関わらず、実父母には子どもの養育に関して、権利と義務があり、父母間で協力しなければならない」という内容が明記されました。

この条文も施行はまだとはいえ、これまで曖昧になっていたことを明確化しただけで、現行法においても、実父母の養育義務や協力義務はあったと考えるべきでしょう。ですから、実父母が学校や園の行事に参加できるように、行政も早く環境を整えるべきだと思います。

## 3、未婚（非婚）の共同親権導入



今回の民法改正では、離婚後だけでなく、未婚（非婚）の共同親権も導入されます。これまでは単独親権の選択肢しかなく不便だったので、未婚での出産は2.3%程度でした。トルコと日本はこれまで単独親権であり、韓国も共同親権が導入されたとはいえ、多くは単独親権なので、図のように婚外子割合が低くなっています。

一方、海外では共同親権が基本であり、結婚と出産は別の制度になっているので、日本も共同親権を導入したから、婚外子が増えていくはずですよ。言い換えると、事実婚で出産と子育てをするカップルが増えます。

地方自治体も、事実婚の方々に不便がないように、パートナーシップ宣誓制度（事実婚に公的信用を与える制度）を創設するなどの対応があるべきだと思います。

石井 敏宏 略歴  
 昭和47年2月 館山生まれ。  
 館山二中、安房高、立教大学  
 法学部卒業。平成23年4月に  
 館山市議会議員に初当選。



<発行者> 石井としひろ 後援会  
 〒294-0038 館山市上真倉320-2  
 TEL&FAX: 0470-23-7738  
 携帯: 090-1557-5515  
 メール ishiitoshihiro1@gmail.com  
 ブログ http://ameblo.jp/ishiitoshihiro/